

第六十四号議案

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の一部を次のように改正する。
第二十四条第一項中「について第二十条」の下に「（第二十一条の二第二項で準用する場合を含む。）」を加える。

別表第一 二の部(三)の項中「食肉練製品」を「食肉練製品」に改める。

別表第七 五の項中「及び第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域」に改め、「第二種低層住居専用地域」という。）の下に「及び田園住居地域（以下「田園住居地域」という。）」を加え、「の収容施設」を「を入院させるための施設」に改める。

別表第七 六の部第一種区域の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 田園住居地域

別表第七 七の部第一種区域の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 田園住居地域

別表第十二 第一種区域の項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 田園住居地域

別表第十三 一の部第一種区域の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 田園住居地域

別表第十三 二の部第一種区域の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 田園住居地域

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二十四条第一項の改正規定、別表第一 二の部(三)の項の改正規定及び別表第七 五の項の改正規定(「の収容施設」を「を入院させるための施設」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(提案理由)

都市緑地法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十六号)の施行による都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の改正を踏まえ、工場及び指定作業場に適用する規制基準等に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。